

平成 3 0 年 5 月

射水市議会臨時会議案

目 次

- 議案第 36 号 平成 30 年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 6 号 専決処分の報告について

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 30 年 5 月 21 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

専決処分数 9 号

射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 3 月 31 日 専決処分

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 21 号

射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 48 条第 3 項」を「第 48 条第 5 項」に、「第 52 条」を「第 52 条第 1 項及び第 4 項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第 31 条第 2 項中「当該」を「同表の」に改める。

第 47 条の 3 中「（以下この節）」を「（次条第 1 項）」に改める。

第 47 条の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次

条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」と」の次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第50条第4項中「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改める。

第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」

と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改

める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第13項から第15項までを7項ずつ繰り下げ、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第10項中「附則第15条第32

項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第9項を同条第11項とし、同項の次に次の5項を加える。

12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第8項を同条第10項とし、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条

の 8 第 2 項」に、「附則第 1 2 条第 2 1 項第 1 号ロ」を「附則第 1 2 条第 1 2 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条の 8 第 5 項」を「附則第 1 5 条の 8 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 1 5 項」に、「同条第 1 7 項」を「同条第 8 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 2 条第 2 6 項」を「附則第 1 2 条第 1 7 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 1 2 条第 3 0 項」を「附則第 1 2 条第 2 1 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 3 1 項」を「附則第 1 2 条第 2 2 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 1 0 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 8 項」を「附則第 1 2 条第 2 9 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 1 1 項各号」を「附則第 7 条第 1 0 項各号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 7 条第 1 2 項各号」を「附則第 7 条第 1 1 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 2 条第 3 8 項」を「附則第 1 2 条第 2 9 項」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 7 条第 1 4 項」を「附則第 7 条第 1 3 項」に、「附則第 1 2 条第 2 6 項」を「附則第 1 2 条第 1 7 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に

規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか
の別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から32年度まで」に改める。

附則第12条の2中「平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の射水市市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第50条第4項、第52条第2項、第3項、第5項及び第6

項の規定は、平成２９年１月１日以後に第５０条第２項に規定する納期限が到来する法人及び第５２条第１項又は第４項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２９年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下この条において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３ 平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に締結された旧法附則第１５条第２９項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４ 平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に締結された旧法附則第１５条第３０項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

５ 平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３２項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧
法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地の
うち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前
の例による。

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 30 年 5 月 21 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
10	平成 30 年 3 月 31 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 562,600 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 公用車と相手方車両の接触事故 発生日 平成 30 年 2 月 27 日 場 所 射水市作道地内
11	平成 30 年 4 月 11 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 80 パーセント 損害賠償額 市 304,577 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成 29 年 12 月 14 日 場 所 射水市奈呉の江地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 2	平成 3 0 年 4 月 1 1 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 5 7, 4 5 4 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 3 0 年 1 月 1 1 日 場 所 射水市庄川本町地内
1 3	平成 3 0 年 4 月 1 1 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 3 0 2, 0 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 3 0 年 1 月 1 1 日 場 所 射水市小島地内
1 4	平成 3 0 年 4 月 1 1 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 2 8 4, 0 4 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 3 0 年 1 月 1 1 日 場 所 射水市本田地内
1 5	平成 3 0 年 4 月 1 1 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 2 0, 0 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 3 0 年 1 月 1 2 日 場 所 射水市八塚地内
1 6	平成 3 0 年 4 月 1 1 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 3 5 6, 4 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 3 0 年 1 月 1 2 日 場 所 射水市三ヶ地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
17	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 131,760円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月12日 場 所 射水市松木地内
18	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 74,520円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月12日 場 所 射水市南太閤山11丁目地内
19	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 294,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月12日 場 所 射水市中太閤山6丁目地内
20	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 185,760円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月12日 場 所 射水市南太閤山14丁目地内
21	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 324,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月13日 場 所 射水市太閤山3丁目地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
22	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 60,150円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月13日 場 所 射水市朴木地内
23	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 48,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月14日 場 所 射水市今開発地内
24	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 79,920円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月14日 場 所 射水市小林地内
25	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 223,560円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月14日 場 所 射水市西高木地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
26	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 212,760円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月24日 場 所 射水市三ヶ地内
27	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 352,552円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による車両破損及び人身事故 発生日 平成30年1月24日 場 所 射水市戸破地内
28	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 87,480円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月26日 場 所 射水市鷺塚地内
29	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 152,280円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外1法人 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年1月30日 場 所 射水市中老田新地内
30	平成30年4月11日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 196,560円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成30年2月7日 場 所 射水市三ヶ地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
3 1	平成 3 0 年 4 月 1 1 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 6 4 , 8 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 3 0 年 2 月 1 0 日 場 所 射水市三ヶ地内
3 2	平成 3 0 年 4 月 1 6 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 6 0 パーセント 損害賠償額 市 8 5 , 4 3 2 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 消雪保護コンクリート塊による車両破損 事故 発生日 平成 3 0 年 3 月 2 0 日 場 所 射水市小島地内